

台風接近時におけるパイプハウス等の被害防止への備えについて

令和元年 10 月
横浜市農業振興課

近年、大型の台風により横浜市内でも数多くの農業被害が生じており、農業者の皆様の営農に大きな影響を与えております。既に十分な対策をされていることと存じますが、台風接近時の対策、対応等について改めてご確認いただきますようお願いいたします。

1 事前の対策

- (1) 側面、妻面、屋根材に 補強資材を設置し、構造強化を行ってください。また、腐食やサビがないか、留め具等に緩みがないか等点検し、必要な補修を行ってください。
- (2) 飛来物による損傷を防ぐため、ハウス周辺の片づけや清掃を行ってください。燃料タンクやガスボンベ等が しっかりと固定されているか点検してください。
- (3) 被覆材の破損や剥離、ハウスの出入り口の破損等による ハウス内への風の吹き込みによる被害を防ぐため、点検や必要な補修等を行ってください。その際、ハウスの軒・棟・妻面付近は局部的に風速変動が大きくなるので入念に点検してください。
- (4) 強風時は室内外の気圧差により被覆材が膨れ、飛散する恐れがあるため、換気扇による減圧に努めてください。また、倒壊の危険がある場合は 被覆材を除去してください。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 台風通過後はハウス各部を点検し、構造体の ボルト等を締め直してください。
- (2) 被覆材や支柱、防虫ネット等の資材の点検を行い、環境制御装置や補光関連設備等がある場合には速やかに 作動状況を確認してください。
- (3) 台風通過後は強い日射により温度が急上昇し、高温障害を生じやすいため速やかに 換気操作を行ってください。停電が伴う場合は手動又は非常用電源の作動で対策してください。

3 写真、記録

大型の台風等の想定を上回る気象災害により、甚大な農業被害が生じた場合には被災農業者向けの支援事業が発動される場合があります。支援事業が発動された際に活用を希望される場合は 被災前の施設状況が分かる写真、被災後の被災状況が分かる写真が必要になりますので、被災前に施設の様子を記録してください。

4 市への連絡

台風等の気象災害により、施設の損傷などの農業用施設への被害や生産物に対する 被害があった場合はお住まいの地域を管轄する 農政事務所へご連絡ください。市内の被害

状況について横浜市でとりまとめ、神奈川県へ報告します。

5 その他

農業用施設（倉庫等）についても同様に台風対策をお願いします。

【参考】

農業共済は、自然災害等により作物・家畜・園芸施設に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。農業共済以外の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られるため、基本の災害対策として農業共済へ加入しましょう。

平成31年1月からは青色申告を行われている農業経営者が対象として、全ての農産物を対象に収入減少を補てんする「収入保険」が始まっており、NOSA I 神奈川のHPで各種試算も行えます。(NOSA I 神奈川HP <http://www.nosai-kanagawa.jp/>)

農業共済や収入保険制度についての詳細はNOSA I 神奈川東部支所へお問い合わせください。

【連絡先】NOSA I 神奈川

東部支所：045-392-0038

【問合せ連絡先】

(取りまとめ)

環境創造局 農業振興課

TEL：045-671-2637

FAX：045-664-4425

(鶴見、神奈川、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑の各区の方)

環境創造局 北部農政事務所

TEL：045-948-2480

FAX：045-948-2488

(中、西、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷の各区の方)

環境創造局 南部農政事務所

TEL：045-866-8493

FAX：045-862-4351

(畜産農家の方)

農業振興課 担い手支援担当

TEL：045-711-0637

FAX：045-721-6356